

労働・雇用相談事業の拡充（雇用調整助成金制度の利用支援） に係る予算流用について

1 概要

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者を支援するため、厚生労働省では令和2年4月1日から6月30日までの間、全国を対象とした雇用調整助成金の特例措置を実施しており、本市においても助成金の申請を行う事業者が増加すると見込まれている。また、解雇や契約社員の雇い止めなど、労働者からの相談も増加することが予想される。こうしたことから、市内事業者における雇用調整助成金の申請を促し、あわせて労働者等からの相談に応じることで雇用の維持を図っていく。

2 背景

- ・ハローワーク浜松や静岡労働局の担当部門においては、雇用調整助成金の問い合わせが殺到しており、市内事業者への対応が十分できない状況となっている。
- ・雇用調整助成金の利用をためらっている市内事業者の最初の相談窓口として、社会保険労務士が電話相談に応じ、雇用調整助成金の申請を促し、雇用の維持を図る必要がある。

3 事業内容

現在実施している、労働者等（事業者を含む）を対象とした社会保険労務士による電話無料相談（毎週日曜日 正午～午後5時）を下記のとおり拡充し、新たに事業者向けの雇用調整助成金制度の利用支援を実施する。

- 開催日 令和2年5月3日（日）～令和2年7月17日（金）
※ただし、5月4・5・6日、土曜日を除く
- 時間 午前9時～午後4時
※5月3日については正午～午後5時
- 場所 勤労青少年ホーム（アイミティ浜松）リスニングルーム
- 謝礼 1日につき3万円

4 予算措置（流用額 3,747千円）

経費内訳 謝礼3,335千円、電話料等412千円

（単位：千円）

事業名	現計予算	残額	流用額
労働・雇用相談事業	1,222	1,222	3,747
勤労者福利厚生事業	3,823	3,823	△3,747

※勤労者福利厚生事業のはままつ労福協まつりは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止が決定しており、流用するもの。